

令和4年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和4年9月29日(木) 午後1時30分～2時34分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 菱田 秀雄、諏訪 潤、板寺 正行、徳田 稔、杉本 芳江、森田 哲哉、 小林 啓子、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、森田 秀司、小川 恵子、 濱中 供子、半澤 比呂美、沢本 善弘
事務局	町田福祉保健部長、岩木社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、 石野福祉総務係長、今野障害福祉係長、小村高齢者支援係主査、 佐野高齢者支援係主査、浦野介護保険係長、西間木介護保険係主査 西野福祉総務係主任、安東福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料1 高齢者生活実態調査（案）
- ・事前資料2 高齢者生活実態調査票（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）（案）
- ・事前資料3 高齢者生活実態調査票（在宅介護実態調査）（案）
- ・事前資料4 障害者生活実態調査（案）
- ・事前資料5 障害者生活実態調査票（案）
- ・事前資料6 令和4年度第2回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

[当日配付資料]

- ・資料7 重層的支援体制整備事業の実施について

1 開会（福祉保健部長）

事務局： 本日は、（佐々木委員、平野委員、西村委員、波多野委員）から欠席の連絡をいただいています。

それでは、お手元の次第にしたがって進めさせていただきます。議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

今回の資料は、事前に委員の皆様へ御送付しました事前配布資料と本日机の上に配布しました当日配布資料を使用します。事前配布資料については、事前資料1、2、3、4、5、6の6種類となります。

次に、机の上に配布しました当日配布資料につきまして、資料7の1種類となります。

2 会長あいさつ

事務局： それでは、次第の2です。会議を始めるに当たり、萬沢会長より御挨拶をお願いします。

会 長： 久しぶりの委員会開催となりまして、その間、台風が来るなど様々なことがありま

した。もうすぐ9月も終わりまして、10月に入るわけですが、様々な物の値上げが予定されているとのことです。

福生市においては、市とフードバンク福生が協定を結び、恒常的な食料の受け入れ先が決まったとのこと、食料品等の値上げが迫る中、このような施策が充実することは非常に良いことだと思います。

本日は、計画に係る実態調査の中身について論議していくとのことですので、皆様よろしくお願いたします。

3 議題

(1) 高齢者生活実態調査における調査(案)について

会 長： 本日の議事に入りたいと思います。議題の(1)、高齢者生活実態調査における調査(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、(1) 高齢者生活実態調査における調査(案)について、御説明します。

事前資料1 高齢者生活実態調査(案)を御覧ください。

福生市では、令和5年度福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画<第9期>の策定を予定しています。その基礎資料とするため、介護保険法第117条第5項の規定に基づき、高齢者の生活状況・介護サービスの需要等を把握するために実施するものです。

次に、調査内容についてです。3年前に引き続き、国が示す手引きに従い、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2種類の調査を実施します。まず、事前資料2 高齢者生活実態調査票(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)(案)についてですが、こちらは要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況などの地域の抱える課題を把握することを目的としており、調査対象は65歳以上の市民約1,200名と要支援1及び2の市民約500名です。調査票は事前資料2のとおりであり、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を伺うもので、全部で62問です。なお、本日の資料には含まれていませんが、質問の最後に自由記載欄を設ける予定です。

事前資料3 高齢者生活実態調査票(在宅介護実態調査)(案)は、要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続の2つの視点に基づき、状態を把握することを目的としています。調査対象は要介護1から5の在宅の市民約1,000名です。調査票は事前資料3のとおりで、3ページからは被保険者について伺うA票と6ページ以降の主な介護者について伺うB票から構成され、全部で19問あります。

どちらの調査も結果については、地域包括ケア「見える化」システムへの登録が推奨されており、設問文や選択肢を独自に変更すると登録に支障が出ることから、調査項目については国の示すとおりとしています。この地域包括ケア「見える化」システムとは、介護保険事業計画の策定・実行を総合的に支援するためのシステムで、介護保険に関連する情報をはじめ地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が公開されており、どなたでも閲覧することができるものです。

事前資料1 高齢者生活実態調査(案)にお戻りください。3 調査方法です。調査期間は令和4年11月7日(月)から12月5日(月)を予定しており、郵送による

配布・回収といたします。なお、高齢者生活実態調査票（在宅介護実態調査）においては、3年前は調査期間中に介護認定の更新申請や区分変更申請をしていただいた方に対し、認定調査員による聞き取り調査も実施していましたが、今回は新型コロナウイルス感染予防のため対面時間を短縮する観点から、認定調査の対象者が高齢者生活実態調査の調査票をお持ちだった場合には、回答を促す声掛け等を実施する方法に変更したいと考えています。

説明は以上となります。

会 長： 具体的な調査事項については、事前資料に記載されており、その中身については事前に読んできていると思います。今の説明も含めて、御質問、御意見等がありますか。

委 員： 3年前にも同じような調査を行ったとのことですが、今回の調査で新たに加えた項目等があるようであれば教えてください。

事務局： 新しく加えた項目等はありません。3年前と同様に国の指針に従ったものを記載しています。

委 員： 3年前と調査項目が変わっていないとのことですが、これまでに様々な状況の変化があったかと思えます。また、今後、新たに市で事業を計画する際に必要であると考えられるデータを取得するために、必要な調査項目を今回の調査に盛り込んだりすること等の検討があってもよいのではないかと考えています。この件については、一つの意見としてお伝えします。

委 員： 高齢者生活実態調査票（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）について、対象者は65歳以上の市民約1,200名と要支援1及び2の市民約500名、高齢者生活実態調査票（在宅介護実態調査）については、要介護1から5の在宅の市民約1,000名とのことですが、当該調査対象者数は全体のどのくらいをカバーできるサンプル数となっているのか教えてください。

事務局： 対象者の母数については、令和4年7月1日現在で仮に算定したのですが、65歳以上の高齢者は約12,700名であり、要支援の方は約540名となります。

委 員： 65歳以上の高齢者は分母約12,700名に対して、サンプル数は約1,200名（約1/10）、要支援1及び2については、ほぼ全員が調査対象となるということでしょうか。

事務局： 御推察のとおりです。

委 員： 要介護1から5の母数はいくつになるのか教えてください。

事務局： 今のところ、1,240名が母数となります。

委 員： 要介護1から5の在宅の市民は分母約1,240名に対して、サンプル数は約1,000名という事で、承知いたしました。

会 長： 今回の調査については、国の指針に従い市独自の項目等は加えていないとのことでしたが、大きな災害等があった場合、避難先で高齢者の病気（そのプライバシーを守るための場所の確保）等にかかる困りごとが多分に起きることが予想されるため、このような内容についての調査項目もあるといいのではないかと考えています。

当該調査項目については、障害者の調査には含まれているので、意見としてお伝えします。

委 員： 調査対象者について、母国語が日本語ではない人がいることも想定されるが、その

方への対応はどのように考えているのでしょうか。

事務局： やさしい日本語での対応を考えています。また、窓口等に来ていただいた方には、多言語対応等の必要な対応をしたいと考えています。

委員： ニーズ調査の対象者には、このような人たちもいることを忘れないようにお願いします。

委員： 要望としてお伝えします。65歳以上の高齢者約12,700名に対してサンプル数は約1,200名とのことですが、こちらは対象者が自立されているので、深追いをする必要はないと考えているので、サンプル数としては適正ではないかと考えています。要支援については約540名に対してサンプル数が約500名、要介護については約1,240名に対してサンプル数が1,000名とのことですが、要支援・要介護ともに全件調査した方がより良い計画になるのではないかと考えています。

事務局： 調査会社に委託契約を行うに当たり、調査件数等を定めた上で予算を確保しています。したがって、ここで調査件数を増やす等の対応を行うことはできません。次期計画策定の際に行う生活実態調査につきましては、いただいた御意見を踏まえたいと考えています。

会長： 今回は制度設計等が終わっている所以对応できないが、今回は今の意見を考慮しながら対応していくとのことですのでよろしくをお願いします。

他にありますでしょうか。なければ次の議題に進みます。

(2) 障害者生活実態調査における調査(案)について

会長： 議題の2、障害者生活実態調査における調査(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事前資料4 障害者生活実態調査(案)について、御説明いたします。

1 調査実施の目的ですが、令和2年度に障害福祉計画を作成し、計画期間が終了する令和5年度に改定する障害福祉計画の見直し、要望等の把握のため、調査を実施するものです。

2 調査の対象者についてですが、身体障害者及び難病患者約1900人、知的障害者約400人、精神障害者約550人となっています。

3 調査方法ですが、郵送による調査票の配布・回収とし、期間は今年の11月から12月を予定しています。

4 調査方針については、従前より、計画改定の前年度に「障害児生活実態調査」として、独自の調査票により実施してきましたが、近年、発達障害児の増加が大きな課題となっており、支援ニーズが高まっていることから、今回の調査では障害児の視点も踏まえ、調査項目を検討していきます。

事前資料5 障害者生活実態調査(案)につきまして、御説明いたします。

1 対象者については、資料に記載の手帳所持者及び特殊疾病患者福祉手当受給者になります。

2 回答方法については、10月1日時点の状況で回答していただき、(4)に日付を入れて御返送いただきます。

2ページ以降は設問になります。こちらについては、前回の調査票をそのまま添付しております。基本的には3年前の調査内容を踏襲して実施したいと思っておりますが、多くの設問において、書かれている選択肢以外にも候補があると思っておりますので、その設問には「その他」の欄を設け、自由に記載できるようにしたいと思います。

また、事前資料4 障害者生活実態調査（案）でも御説明しましたが、今回の調査では、発達障害児が大きな課題となり、障害児の視点も踏まえ、調査項目を検討していくことから、大人の障害者と障害児で調査票を分けることも考えています。

つきましては、委員の皆様から御意見等を賜りまして、より良いものにしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会 長： 皆さん、御質問、御意見等ございますか。

委 員： 御説明の中で、今回の調査は発達障害児についても設問を盛り込むとのことですが、手元にある資料には該当の設問が見当たりません。発達障害児に係る調査については、今後、案が示されるという事でよろしいでしょうか。

事務局： 前回までは、障害者と発達障害児と一緒に調査していましたが、近年、発達障害児が増加していることに伴い、ニーズを的確に把握する必要があることから、今回は発達障害児の調査を別に行うこととしたものです。当該調査の案については、作成し次第、皆様に郵送にてお示ししたいと考えております。

委 員： 障害の方に送付する調査とのことで、視覚に障害のある方に対しては点字での対応等が考えられるが、市ではどのように考えているのか教えてください。

事務局： 今回の調査については、前回の調査と同様に郵送にて行うことを予定しています。視覚に障害のある方に対して、別途、点字の調査票を用意する等は考えていませんが、電話や窓口への問合せに対しては、必要な対応をしたいと考えています。

委 員： 視覚に障害のある方が、手元に届いた封筒が何なのか気づくことが重要であり、また、それに答えていただくことも重要であると考えていますので、対応の検討をお願いします。

会 長： 視覚に障害のある方に対しては、事前に調査票が送られてきたことが分かるような方策がとればいいのかという御意見がありました。

事前資料5 障害者生活実態調査（案）3ページの間5「障害の種類又は病名についておたずねします。」内の選択肢16 難病には疾病名を記載する欄があるが、14 発達障害については発達障害の区分を記載する欄がありません。発達障害についても様々な区分があると思うので、区分の記載欄があればより細かく分析できるのではないかと考えていますので、御検討をいただきたい。

事務局： 発達障害の中身については、発達障害児に係る調査の中で本人の基礎的な資料や状況、支援ニーズなど細かい部分について設問を設けることを考えています。設問項目については、いただいた御意見を踏まえて調整したいと考えております。

事務局： 本日、発達障害児に係る調査票（案）をお示しすることができず申し訳ありませんでした。いただいた御質問、御意見については検討した上で、調査票（案）を委員の皆様様に郵送させていただきたいと考えております。その上で、改めて御意見等をいただ

ければと考えています。

委員： 障害者生活実態調査における設問の回答方法について、選択肢を1つしか選べないものと複数の選択肢を選べる設問があるが、何か意図はあるのでしょうか。例えば、問20の「あなたや支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談するのはどこですか。」や問23の「災害発生時、心身の健康や生活面で困ることについて、どのようなことがありますか。」などは設問に対して1つしか選択肢を選べないこととなっているが、当該設問に対しては複数の選択肢への回答が予想できます。回答方法について見直しが必要ではないでしょうか。

事務局： 前回の生活実態調査に基づいて設定したものです。いただいた御質問について、確かに、設問に対して選択肢を限定する必要がないものもあるかと思えます。より良い回答方法となるよう検討します。

委員： 精神障害者、発達障害者、発達障害児の災害発生時の対応について、もう少し掘り下げた内容の調査にしていきたい。

事務局： 今回は、発達障害児についての調査を別で行う予定です。発達障害児については、当該調査の中で、災害発生時に想定されるケースを踏まえた設問を設定し、困りごと等を詳しく聞き取れるようにしたいと考えています。

委員： 調査書の回収率について、前回、前々回の回収状況を確認すると残念に感じる。過去の状況を踏まえ、回収率を上げるための取組等は考えていますか。

事務局： 前回調査でも回収率を上げるための取組として、設問を減らす対応しました。今回の調査においても、読みやすくしたり設問を減らしたりし、回答しやすくすることで回収率を上げることも考えられますが、その分十分な聞き取りができなくなってしまうので、バランスを考えながら実施方法について模索したいと考えています。

委員： 前回調査についても回収率を上げるための取組として、設問を減らしたとのことですが、効果はあったのでしょうか。

事務局： 身体障害、知的障害、精神障害の区分において、回収率は大きく変わってきます。身体障害区分の回収率は比較的高い傾向にあり、精神障害区分になると回収率は低くなる傾向にあります。前回調査の回収率を分析すると、そこまで回収率に影響はなかったと考えているため、今回は書きやすくしたり、読みやすくしたりするなどの工夫をして回収率を上げることができたらと考えています。

会長： 調査期間について、高齢者生活実態調査は令和4年11月7日（月）から12月5日（月）を予定し、障害者生活実態調査は令和4年11月から12月という事になっています。現時点で、障害者生活実態調査については調査期間が決まっていないという事でよろしいでしょうか。

事務局： 今回、障害児に関する調査を新たに行うことや、前回の調査から社会情勢にも変化が生じており、調査項目の内容についても精査が必要であると考えているため、進捗が少し遅れている。遅くとも12月中には調査期間を設定し実施したいと考えています。

会長： 他にございますか。無ければ、議題は以上で終了といたします。

その他、議事全体で何かございますか。無ければ審議を終了し、事務局にお返しします。

4 報告

(1) 重層的支援体制整備事業の実施について

事務局： 委員の皆様、各議題を御審議いただきありがとうございました。

続きまして、次第の4、報告について事務局から説明いたします。

事務局： それでは、報告(1)重層的支援体制整備事業の実施について御説明します。資料7「重層的支援体制整備事業の実施について」を御覧ください。

1 事業概要・目的です。この事業は、市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指し、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施することにより、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを推進するものです。

2 重層的支援体制整備事業とはです。8050問題、育児と介護のダブルケア、引きこもり、ヤングケアラーなど、従来の縦割りの制度や組織では支援がしづらい複雑で複合的な福祉課題が増えてきています。重層的支援体制整備事業は、この「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、資料に記載の5つの取組 ①包括的相談支援事業 ②参加支援事業 ③地域づくりに向けた支援 ④多機関協働による支援 ⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援 を一体的に実施します。

3 都内26市の状況です。国では、重層的支援体制整備事業の本格実施をするに当たり、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を活用し、試行的取組を行いながら段階的に移行することを想定しています。令和4年度当初時点での都内26市の実施状況は、移行準備事業が10自治体、本格実施を行っているのが4自治体となっています。

4 市における現状と課題及び 5 実施スケジュールです。重層的支援体制整備事業では、「地域福祉コーディネーター」を活用することで、複雑で複合的な福祉課題に対応することを想定しています。本市においては、この地域福祉コーディネーターを養成及び配置していないため、まずは、地域福祉コーディネーターを養成及び配置することからはじめ、段階的に準備を進めることを考えています。

会長： 地域福祉コーディネーターには資格要件等がありますか。

事務局： 地域福祉コーディネーターにおける資格要件等は定めていません。ただし、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っている方や福祉現場での経験が長い方に地域福祉コーディネーターになっていただくとありがたいと考えています。

会長： 社会福祉士、精神保健福祉士の養成に関わっていた者からすれば、地域福祉コーディネーターにおいては、是非、福祉の基礎をしっかりと学んできた方・実践してきた方を配置していただきたいと考えています。

事務局： 皆さん、御質問、御意見等ございますか。

一点、事務局より補足をさせていただきます。高齢者・障害者に対する災害時の対応について、本日の審議の中で御質問等ありましたが、市の対応状況について御説明させていただきます。高齢者・障害者の方については、災害時要援護者の登録の手続きをしていただきます。災害が発生したときには、当該災害時要援護者に対して、地域の方や行政が支援を行うこととなっています。災害時要援護者のうち、災害時の避難が独力で

は難しい方々を「避難行動要支援者」と定義づけ、個別の避難計画を作ることとなっていますが、福生市においては、当該個別計画の作成までは至っていません。個別の避難計画を作成するという事は今後の課題であると認識しており、作成を行う際には地域の様々な方の御協力をいただきながら、検討を深めていければと考えています。

5 その他

事務局： 続きまして、次第の5、その他でございますが、事務局から御連絡させていただきます。

事務局： 御連絡が2点あります。

1点目は、令和4年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録についてです。事前資料6の「令和4年度第2回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御覧ください。こちらは、前回の7月25日（月）に開催しました第2回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。事前資料として御送付させていただきましたが、何かお気づきの点などがありましたら、御指摘いただけるとありがたいです。特になければ、後日に、第2回福生市地域福祉推進委員会の会議資料と併せて福生市ホームページに掲載する予定です。よろしくお願いいたします。

2点目は、次回委員会の開催について御案内いたします。第4回の福生市地域福祉推進委員会ですが、令和5年2月22日（水）午後1時30分から、会場はもくせい会館301・302会議室を予定しています。机にも通知を置かせていただきましたので、お手元でもご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局： 今の点で何か御質問等ありますでしょうか。

6 閉会

事務局： 委員の皆さん、何か他にございますか。

無いようですので、以上をもちまして、第3回福生市地域福祉推進委員会を終了いたします。

(午後2時34分 閉会)